

「闘いを伝える」 伊那の高校生の手紙

年 組 番 名前

憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、生存権を規定しています。生活保護費の低さを争った「朝日訴訟」について、渡辺秀樹編集委員の記事を読んでみましょう。

①1960(昭和35)年当時、日用品に対する生活保護費は、いくらでしたか。

②筆者は、朝日茂さんが国に対し、何を訴え続けたと述べていますか。

③一審から三審までの判決は何年何月にあり、どんな内容でしたか。表に当てはまる言葉を書きましょう。

	いつ	判決の内容
一審(東京地裁)		
二審(東京高裁)		
三審(最高裁)		

④「妙子」という伊那の高校3年生が、訴訟の対策委員会に宛てた手紙の2通目には、何と書いてありましたか。

⑤朝日さんの提訴をきっかけに、生活保護費は具体的にどうなりましたか。

憲法事件を歩く

編集委員 渡辺秀樹

第3部 25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

③

日用品費月6000円の生活保護では人間らしい生活はできないと提訴した結核の重症入院患者、朝日茂。これを認めた1960（昭和35）年10月の一審勝訴は、つかの間の喜びだった。

国側の控訴を受けた東京高裁は3年後の63年11月、一審判決を取り消し、朝日の請求を棄却する。「日用品費の基準が低額であることは否定できない」と認めながらも「現実無視の架空な額を掲げた違法なものとは断定できない」と、煮え切らない判決理由だった。

このころ、国立岡山療養所（岡山県早島町）の朝日の容体は悪化。咯血を繰り返し、衰弱していた。報道陣の取材には「何年かかろうと最後の勝利を得るまで闘い抜く」と気丈に決意を語ったが、支援者仲間には「（最高裁判決まで）これから3年、生き続けにやならんかと思うと、しんどいんじや」と漏らした（「朝日訴訟運動史」）。

翌64年2月13日、朝日は危篤状態になる。訴訟を継続するためには、身寄りのない朝日の養子縁組が必要とされた。朝日を支援する日本患者同盟は、手を挙げた常任幹事の中でも若い小林健一（2015年死去）と、快諾した妻君子（18年死去）に朝日の後を継がせることを決めた。小林はその日



朝日茂の遺品や手記などが並ぶ記念展示室。NPO法人「朝日訴訟の会」（岡山市）が開設。社会保障運動の歴史を伝える。ここと8月、岡山市北区の県民学生会館



故朝日茂の養子になり訴訟を継承、判決を聞くため最高裁に入る健一（手前右）、君子（同左）夫妻。1967年5月24日

朝日訴訟（下）

「闘いを伝える」伊那の高校生の手紙

の夜行列車で東京から岡山に向かい、翌14日夕、朝日の故郷、岡山県津山市役所で手続きを終えた。

その2時間後、朝日は息を引き取った。享年50歳。「地獄坂」を登り療養所に入院して22年目だった。

憲法に基づいて人間らしく生きる権利を訴え続けた朝日の失意の死は、最高裁判決に向けて支援の輪をさらに広げた。街頭で署名やカンパを集める「朝日訴訟を守る会」は全国で200団体を超え、訴訟勝利や社会保障拡充などを求める「大行進」も北海道から鹿児島まで行われた。

〈拜啓〉ここ伊那谷にも秋の香がほのかに漂ってきたようでございます。「妙子」という伊那の高校3年生が訴訟の対策委員会に宛てた手紙2通をNPO法人「朝日訴訟の会」（岡山市）が保管している。

1通目は、9月の文化祭で署名を集めるので2千人が記入できる用紙の発送を求めた。2通目は「私たちも受験勉強の合間合間に、一人でも多くの人に『朝日訴訟』を知ってもらおうよう努力すると共に、訴訟最後の闘いを皆に伝える」とつつつっている。その「最後の闘い」の舞台となった最高裁。67年5月、裁判所の外に千人近い支援者が集まる中、大法院で判決が言い渡された。「主文 本件訴訟は、上告人（朝日茂）の死亡によって終了した」

10年に及ぶ裁判闘争は、10秒の言い渡しで終わった。茂の養子になった朝日健一は退廷する判事たちの背に向かって「不当だ」と叫んだ。傍聴人のすすり泣きが漏れた。「生活保護を受ける権利は当該個人に与えられた一身専属のもので、相続の対象になりえない。訴訟を承継する余地はない」というのが判決理由。門前払いだが、「念のため」として「日用品費を足りるとした厚生大臣の認定判断が裁量権を超え違法だとは断定できない」と付け加えた。

関与した13人の判事のうち9人の多数意見。行政法学者の田中二郎（82年死去）ら4人は「厚生大臣の定めた基準と適正な基準との差額の返還請求として承継できる」などと反対した。田中は「生活保護のより適切な運用について政府が反省し、国民の強い要請に応える」ことを求めた。敗訴に終わったものの朝日茂の闘いは無駄ではなかった。提訴をきっかけに生活保護基準は改善が図られ、日用品費6000円は5年で約2倍になった。国民の側も「人間らしく生きる権利が国民の全てに保障され、国はその実現を恩恵ではなく義務として果たすべき立場にある」ということを認識した。この訴訟を「人間裁判」と名付けた代理人弁護士の新井章（90）は、闘争の

成果をそう回顧した。（敬称略）

〈日曜日に掲載します〉

「闘いを伝える」 伊那の高校生の手紙

解答例

年 組 番 名前

憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、生存権を規定しています。生活保護費の低さを争った「朝日訴訟」について、渡辺秀樹編集委員の記事を読んでみましょう。

①1960(昭和35)年当時、日用品に対する生活保護費は、いくらでしたか。

【解答】 月600円

②筆者は、朝日茂さんが国に対し、何を訴え続けたと述べていますか。

【解答】 憲法に基づいて人間らしく生きる権利

③一審から三審までの判決は何年何月にあり、どんな内容でしたか。表に当てはまる言葉を書きましょう。

	いつ	判決の内容
一審(東京地裁)	1960(昭和35)年10月	朝日さんの勝訴
二審(東京高裁)	1963(昭和38)年11月	朝日さんの請求を棄却
三審(最高裁)	1967(昭和42)年5月	上告人の死亡によって終了

④「妙子」という伊那の高校3年生が、訴訟の対策委員会に宛てた手紙の2通目には、何と書いてありましたか。

【解答】 私たちも受験勉強の合間合間に、一人でも多くの人に「朝日訴訟」を知ってもらうよう努力すると共に、訴訟最後の闘いを皆に伝える

⑤朝日さんの提訴をきっかけに、生活保護費は具体的にどうなりましたか。

【解答】 日用品費600円は5年で約2倍になった